

消防危第 224 号
令和 2 年 9 月 7 日

関係県消防防災主管部長 }
関係政令市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

令和 2 年台風第 10 号に対応した危険物関係法令の運用について

危険物施設における風水害対策について、消防庁では、「危険物施設の風水害対策ガイドラインについて」（令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 86 号）を活用し、危険物保安上必要な措置を講じる旨をお願いしているところです。

今般、台風第 10 号による被害（以下「台風被害」という。）を踏まえ、消防法令に基づき行われている危険物保安上の各種制度については、下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられることから通知します。

貴職におかれましては、下記の事項が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 台風被害を受けた危険物施設の点検等について

台風被害を受けた、又は台風被害を受けたおそれのある危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、当該危険物施設について消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 4 項に定める位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しているかどうかをできる限り迅速に点検し、安全の確認を図るとともに、異常の認められた危険物施設に対しては適切な措置を講じることとされたいこと。この際、以下の事項に留意すること。

- (1) 点検の結果、異常が認められた危険物施設について変更工事等を行う場合は、その内容により、消防法令の規定に基づき変更許可等の措置が必要となるが、軽微な補修等にあつては「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成 14 年 3 月 29 日付け消防危第 49 号）によられたいこと。
- (2) 点検の結果、屋外タンク貯蔵所のうち、特定タンク貯蔵所においてタンク直径の 1 / 100 以上の不等沈下が認められた場合は臨時保安検査を受ける必要がある

こと。それ以外の屋外タンク貯蔵所においてタンク直径の1/50以上の不等沈下が認められた場合は、基礎修正等の措置が必要となること。

(3) 台風被害の発生後、既に自主的に点検を実施した危険物施設にあっては、改めて点検を実施する必要はないものであること。

2 台風被害を受けた危険物施設に係る変更許可等の手続きについて

台風災害を受けた危険物施設に係る変更許可等の手続きについては、できる限り迅速に対応されたいこと。

3 台風被害を受けた被災地での仮貯蔵・仮取扱いの手続きについて

被災地域における円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いや、給油取扱所等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いを行う場合には、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号）を踏まえ、消防機関における円滑な運用を図られたいこと。

<参考：想定される危険物の貯蔵・取扱いの形態の例>

- ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い
- 移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等
- 非常用発電機や移動電源車等による燃料の取扱い
- 移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を用いた取扱い（平成30年12月18日付け消防危第226号に基づく仮取扱い）
- 給油取扱所における手動機器や外部電源の可搬式給油設備等を活用した給油・注油等

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当: 齋藤、鈴木、勝本、平野、迫田、羽田野

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534